

別記様式

年 月 日

埼玉県知事 様

高圧ガス保安法の諸手続において、保安距離が自己敷地等外に及んでいることについて、以下のとおり対応いたします。

記

今回申請する製造施設は、貯蔵設備及び処理設備の外面から保安物件に対し保安距離の基準に適合します。しかし、当該設備の外面からの保安距離が自己敷地等外に及んでいる区域において、将来当該区域内に保安物件が設置された場合、保安距離の基準に適合しなくなるため、その場合には、あらかじめ当該設備の貯蔵能力又は処理能力の縮小、移設又は廃止等の必要な措置を講じることとし、申請等の手続きを行います。

住所

事業者名

代表者氏名

